

平成28年6月17日  
東北地方整備局  
東北運輸局

## 「踏切安全通行カルテ」の公表について

国土交通省では、全国約34,000箇所の踏切を対象に、平成19年4月に公表した緊急に対策の検討が必要な踏切として抽出した踏切について、その後の対策の進展等を踏まえた見直しを行いました。

また、新たに通学路における対策が必要な踏切や事故が多発している踏切を追加抽出し、このたび緊急に対策の検討が必要な踏切1,479箇所を抽出しております。

これらの踏切について、東北管内の鉄道事業者と道路管理者が連携し、踏切の諸元、対策状況、事故発生状況等の客観的データに基づき、新たな試みとして29箇所の「踏切安全通行カルテ」を作成しました。

踏切安全通行カルテは、踏切の現状を「見える化」しつつ、今後の対策方針等を取りまとめたものであり、今後の対策の実施に当たっての基礎になるものです。

### 記

#### ○踏切安全通行カルテ作成一覧（別添1）

緊急に対策の検討が必要な踏切 : 29箇所（重複除く）

開かずの踏切	:	1箇所
自動車ボトルネック踏切	:	4箇所
歩行者ボトルネック踏切	:	5箇所
歩道が狭隘な踏切	:	3箇所
通学路要対策踏切	:	18箇所
事故多発踏切	:	2箇所

（※上記箇所は重複あり）

#### ○用語の定義（別紙）

※1 踏切安全通行カルテの記載データは、平成26年度末時点のものです。

※2 各踏切の「踏切安全通行カルテ」は東北地方整備局のホームページをご覧ください。

<http://www.thr.mlit.go.jp/road/fumikirianzen/index.html>

発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

〈問い合わせ先〉

#### 【全般、道路に関するもの】

国土交通省東北地方整備局道路部

地域道路課 課長補佐 十枝内 美範（としない よしのり）

022-225-2031（地域道路課 直通）

#### 【鉄道に関するもの】

国土交通省東北運輸局鉄道部

技術課 課長補佐 齊藤 満（さいとう みちる）

係 長 檜森 満弘（ひもり みつひろ）

022-791-7528（技術課 直通）

踏切安全通行カルテ作成一覧表

(別添1)

都道府県	踏切道名	所在地	道路管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	開かずの踏切	自動車ポトルネック踏切	歩行者ポトルネック踏切	歩道が狭隘な踏切	通学路要対策踏切	事故多発踏切
青森県	千刈	青森県青森市久須志一丁目380-1	青森市	市道 久須志千刈線	東日本旅客鉄道	奥羽本線		○	○			
青森県	第1大野	青森県青森市北金沢一丁目	青森県	主要地方道 青森環状野内線	東日本旅客鉄道	奥羽本線			○			
青森県	津軽橋	青森県弘前市大字富士見町22-18	弘前市	市道 富田樹木線	弘南鉄道	大鰐線					○	
青森県	中道	青森県八戸市大字鮫町字中道20-32	青森県	主要地方道 八戸階上線	東日本旅客鉄道	八戸線					○	
青森県	弥九郎	青森県黒石市大字黒石字西ヶ丘316	黒石市	市道 黒石高田線	弘南鉄道	弘南線					○	
岩手県	大誘	岩手県盛岡市上米内字大誘17-17	盛岡市	市道 上米内49号線	東日本旅客鉄道	山田線					○	
岩手県	境田川原	岩手県盛岡市北夕顔瀬町132-2	盛岡市	市道 北夕顔瀬町3号線	IGRいわて銀河鉄道	IGRいわて銀河鉄道線					○	○
岩手県	好摩街道	岩手県八幡平市大更第26地割159地先	岩手県	一般県道 大更好摩線	東日本旅客鉄道	花輪線					○	
岩手県	新張	岩手県奥州市水沢区佐倉河字九蔵田6-8	奥州市	市道 松堂八幡線	東日本旅客鉄道	東北本線					○	
岩手県	上杉	岩手県紫波郡矢巾町大字又兵工新田第5地割50番地5	矢巾町	町道 下海老沼線	東日本旅客鉄道	東北本線					○	
岩手県	白沢	岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第3地割10番地15	矢巾町	町道 白北線	東日本旅客鉄道	東北本線					○	
岩手県	南矢巾	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割107番地2	矢巾町	町道 田中縦道線	東日本旅客鉄道	東北本線					○	
宮城県	開成	宮城県仙台市青葉区愛子東五丁目9番2号	仙台市	市道 愛子赤坂線	東日本旅客鉄道	仙山線				○	○	
宮城県	新石巻街道	宮城県仙台市青葉区中江二丁目23番20号	仙台市	市道 北四番丁岩切線	東日本旅客鉄道	仙山線		○	○			
宮城県	福田用水	宮城県仙台市宮城野区田子字要害	仙台市	市道 福田町保育所前2号線	東日本旅客鉄道	仙石線		○				
宮城県	行人塚	宮城県仙台市若林区河原町2丁目4	仙台市	市道 河原町古城丁線	東日本旅客鉄道	東北本線			○			
宮城県	東七番丁	宮城県仙台市若林区五橋三丁目1	仙台市	市道 東七番丁線	東日本旅客鉄道	東北本線						○
宮城県	前田	宮城県仙台市太白区西中田六丁目18	仙台市	市道 中田七丁目3号線	東日本旅客鉄道	東北本線		○				
宮城県	志賀街道	宮城県岩沼市中央三丁目	岩沼市	市道 栄町堀内線	東日本旅客鉄道	東北本線	○					
秋田県	浜ナシ山	秋田県秋田市土崎港相染町字堂ノ後6-8	秋田市	市道 浜ナシ山港北線	日本貨物鉄道	奥羽本線					○	
秋田県	横山	秋田県横手市横山町37-10	横手市	市道 寿町上横山線	東日本旅客鉄道	北上線				○		
秋田県	陸成	秋田県横手市陸成字真山37-2	横手市	市道 朝倉線	東日本旅客鉄道	奥羽本線					○	
山形県	嶋	山形県寒河江市大字島島東196-3	寒河江市	市道 嶋高屋線	東日本旅客鉄道	左沢線					○	
山形県	船町	山形県東村山郡山辺町字前川原1129-2	山形県	一般県道 山辺船町線	東日本旅客鉄道	左沢線					○	
福島県	曾根田(東)	福島県福島市曾根田町2番地	福島市	市道 天神町三河北町線	東日本旅客鉄道・福島交通	東北本線・飯坂線			○			
福島県	坂下街道	福島県会津若松市河東町大字郡山字本宮68	福島県	主要地方道 会津坂下河東線	東日本旅客鉄道	磐越西線					○	
福島県	自動車練習所	福島県いわき市内郷御殿町川向7-8	いわき市	市道 前田鬼越線	東日本旅客鉄道	常磐線				○		
福島県	第4喜多方街道	福島県喜多方市豊川町大字水室字道端5550	福島県	主要地方道 喜多方会津坂下線	東日本旅客鉄道	磐越西線					○	
福島県	第二新津街道	福島県喜多方市字町尻2351-8	福島県	主要地方道 喜多方西会津線	東日本旅客鉄道	磐越西線					○	

## ＜用語の定義＞

## ○緊急に対策の検討が必要な踏切：

以下の基準に合致する踏切（「開かずの踏切」、「自動車ボトルネック踏切」、「歩行者ボトルネック踏切」、「歩道が狭隘な踏切」、「事故多発踏切」、「通学路要対策踏切」）

## ○開かずの踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第三号に該当）：

ピーク時間の遮断時間が 40 分／時以上の踏切

## ○自動車と歩行者のボトルネック踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第一号、二号に該当）：

自動車と歩行者の交通量が多く、渋滞や歩行者の滞留が多く発生している踏切

自動車ボトルネック踏切と歩行者ボトルネック踏切からなる

## ・自動車ボトルネック踏切：

一日の踏切自動車交通遮断量<sup>\*1</sup> が 5 万以上の踏切

## ・歩行者ボトルネック踏切：

一日あたりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量<sup>\*2</sup>の和が 5 万

以上かつ一日あたりの踏切歩行者等交通遮断量が 2 万以上の踏切

\* 1：踏切自動車交通遮断量＝自動車交通量×踏切遮断時間

\* 2：踏切歩行者等交通遮断量＝歩行者および自転車の交通量×踏切遮断時間

## ○歩道が狭隘な踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第四、五号に該当）：

1) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので

次のいずれにも該当する踏切

・踏切道に接続する道路の幅員が 5.5m 以上

・踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が 1.0m 以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が 1,000 台（通学路では 500 台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が 100 人（通学路では 40 人）以上

2) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので

次のいずれにも該当する踏切

・踏切道の幅員が 5.5 メートル未満

・踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が 2.0 メートル以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が 1,000 台（通学路では 500 台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が 100 人（通学路では 40 人）以上

## ○事故多発踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第七号に該当）：

・直近の 5 年間に於いて 2 回以上の事故が発生した踏切

## ○通学路要対策踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第八号に該当）：

・通学路であるものであって通学路交通安全プログラムに位置づけられ、通行の安全を特に確保する必要がある踏切